

生活保護法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並
びに永住帰国した中国残留邦人等及び
特定配偶者の自立の支援に関する法律

による

柔道整復

あんま・マッサージ 指定申請書

はり・きゅう

生活保護法第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

施術所	ふりがな		
	名称		
	住所	〒	
	電話番号		
施術者	ふりがな		
	施術者氏名		
	住所	〒	
	生年月日		
	名簿登録番号	(柔道整復師、あんま・マッサージ師、はり師) 第 号 (きゅう師) 第 号	
本市との施術協定 団体の加入の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ありの場合は、以下に団体名等を記入してください。		
	団体名		
	会員番号		
開設者氏名			
開設年月日 または 業務開始年月日		年 月 日	
指定希望年月日		年 月 日	
生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号 まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約		<input type="checkbox"/> (別紙を確認し、誓約する場合はチェックを入れてください。)	

年 月 日

堺市長 様

〒

申 請 者

住 所
氏 名

指定施術機関遵守事項

- 指定医療機関医療担当規程第13条の規定により、患者の助産又は施術を担当するときは、同規程に定めるところによる。
- 施術料金は、別に厚生労働省社会・援護局長が定める「医療扶助運営要領について」により算定した額とする。
- 堺市長は、施術等の内容及び施術等の料金請求の適否を調査するため必要があると認めたときは、助産・施術機関に対して必要と認める事項の報告を求め、又は実地に設備若しくは施術録等その他の帳簿書類を検査できる。

----- (福祉事務所使用欄) -----

福祉事務所確認欄	添付書類（免許証）	有・無
年 月 日收受	医療扶助の理解 指定についての意見	

注 意 事 項

- 1 指定申請について、開設者の場合は所在地、開設者でない施術者（勤務施術者）の場合は住所地を管轄する市へ申請してください（堺市の場合は管轄する保健福祉総合センターを経由して、この書類を堺市長あてに提出してください）。
- 2 指定申請する場合には、免許証の写し及び施術所開設届出書（または施術所届出事項変更届出書、出張施術業務開始届出書）の写しを添付してください。
- 3 施術者が新たに指定された場合には、指定通知書を交付するとともに、その旨を公表します。
- 4 施術者は、個人を指定します。同一の施術所で複数の施術者が施療術を行う場合は、施術者ごとに申請が必要です。また、一人の施術者が柔道整復とあんま・マッサージ、はり・きゅうの申請を行う場合も、それにつき、この書類を1枚ずつ作成してください。

記 載 事 項

- 1 施術所を開設している施術者が申請する場合には、その開設する施術所について記載してください。施術所を開設していない施術者が申請する場合には、施術者本人について記載してください。
- 2 「名称」は、略称等を用いることなく、柔道整復師法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を記載してください。
- 3 施術所を開設せず、出張施術業務を行う施術者は、施術所の「名称」欄に、「出張専門」と記載してください。
- 4 「開設者氏名」は柔道整復師法等により届出等を行った開設者の氏名を記載してください。
- 5 「名簿登録番号」は、あん摩マッサージ指圧師にあってはあん摩マッサージ指圧師名簿登録番号、柔道整復師にあっては柔道整復師名簿登録番号、はり・きゅう師にあってははり師きゅう師名簿登録番号を記載してください。はり師・きゅう師両方の免許証を持っている場合は、はり師名簿登録番号ときゅう師名簿登録番号を記載してください。
- 6 「開設年月日または業務開始年月日」は、柔道整復師法又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく施術所開設届出書（または施術所届出事項変更届出書または出張施術業務開始届出書）に記載した年月日を記載してください。
- 7 別紙（誓約事項）に記載の誓約事項を確認の上、誓約いただける場合はチェックを入れてください。また、別紙（誓約事項）については、指定申請書提出時に添付いただく必要はありません。
- 8 申請者が法人の場合は、法人名称、代表者の職・氏名及び法人の主たる事務所の所在地を記載してください。